|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　28年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　水野　明　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第52号議案  藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 小規模通所介護（デイサービス）の運営基準が県から市に移り、新たな参入者に対しては市が指定すること（地域密着型として）になるが、下記の点でサービスの後退がないか   1. 既存の小規模ディサービスの事業者の運営内容に変化を生じさせる必要が出てくるのではないか。（みなし規定以降も同様か） 2. 利用定員、資格者要件、計画の策定義務など、通所介護の指定基準はこれまで同様であるか。 3. 小規模ディは介護報酬の削減の影響を一番受けているが、市に移管されることによって報酬に変化はないか。 4. 県から市への指定によって新たな事業参入者の規制とならないか（自治体の計画数などで結果的に総量規制とならないか） 5. これらの内容を「別途規則で定める」という今議会の提案の方法は取るべきではないと考えるが、どうか。 | |